

を有している場合にも本人の共通番号を参照することで、異なるあるいは新たな記号番号を同一人に確実に紐付けすることが可能になることから、結果として医療等ID付番に用いる台帳の整備に繋がると言える。

加えて、情報連携実現への要素技術としては、個人番号カードとマイ・ポータルの利用が有効と考えられる。前述の2-4章で概説したように、マイ・ポータルでは、自己情報の確認機能や将来的には個人向けの情報をプッシュ型で提供して参照する等の機能の実現が見込まれている。保険者にて同一人の記号番号の紐付けがなされること、および、個人番号カードとマイ・ポータルを利用することにより、マイ・ポータル経由で医療・健診機関等に所在する個人の情報へアクセスする方法の実現が近づくと期待される。

以上のことから、生涯に渡る個人健康管理システムを実現するための要素技術と環境が整ってくるといえる。このような状況を踏まえて、医療等分野における安全な情報連携を実現させるためには、現在の個人情報保護法制定以降、隨時議論が繰り返されてきた医療分野に特化した個人情報保護についての検討再開が強く望まれる。具体的には、共通番号が付される給付に関する情報と、医療等IDを付して紐付を行う身体情報(1次利用)および疫学等の公衆衛生に関する匿名化された医療等情報(2次利用)の保護について、ケースごとに技術面・組織面・制度面の対策を明らかにし、必要な法整備に着手することである。

おわりに

社会保障・税番号法の施行という新たな社会基盤の整備が動き出した。これを踏まえ、医療等分野の

情報連携を推進すべく、医療等IDの検討も早急に再開すべきと考える。共通番号という、平成28年1月運用開始に向けて整備される新たなインフラを活用して、医療等分野においても分野内IDを整備することで生涯にわたる個人健康管理システムの実現へ必ずや前進することを期待する。

謝 辞

本研究は電子行政システムケア工学(NTTデータ)寄附研究部門の支援を受けている。

文 献

- 1) 喜多紘一、鈴木裕之、平良奈緒子、谷内田益義、本間祐次、小尾高史、山口雅浩、山本寛繁、大山永昭、「電子私書箱構想による個人健康情報参照システムの実現」、第12回日本医療情報学会春季学術大会シンポジウム予稿集2008。
- 2) “新たな情報通信技術戦略”(首相官邸) PDF, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>
- 3) “行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)”(内閣官房) HP, <http://www.cas.go.jp/jp/houan/index.html>
- 4) “個人情報保護法令”消費者庁, <http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/index.html>
- 5) “社会保障分野サブワーキンググループ及び医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会資料”厚生労働省 HP, <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ai9a.html>
- 6) “医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン”厚生労働省 HP, <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>
- 7) “浦添地域健康情報活用基盤構築実証事業プロジェクト平成22年度事業成果報告書Accenture HP, http://www.soumu.go.jp/main_content/000225158.pdf
- 8) “総務省健康情報活用基盤構築事業平成23年～24年度成果報告書”総務省 HP, http://www.soumu.go.jp/main_content/000225158.pdf

要旨

日本がん検診・診断学会誌21(2):000-000, 2013

平成25年5月、これまで政府において検討が進められてきた社会保障・税一体改革の番号法が成立した。本論文でははじめに、改革の主体として新たな導入が決定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」について解説する。次に医療等分野における個人番号導入の目的と利用形態等を整理し、住民票コードや基礎年金番号等の他の個人番号との違いを明らかにする。そして最後に、生涯にわたる健康管理システムの実現への道筋を展望する。

キーワード：共通番号、医療等ID、個人健康管理

